

平成29年1月26日

土木部 監理課  
建設業振興グループ  
担当：念介  
内線：5020  
外線：076-225-1712

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社山田組	代表者氏名	山田 希
主たる営業所の所在地	石川県河北郡津幡町字横浜い33番地1		
許可番号	石川県知事（般・特－28） 第5842号	許可を受けている建設業の種類	土、と、管、舗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成29年1月26日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（第1項第2号該当）		
処分の内容（営業の停止）			
1 停止を命ずる営業の範囲 全国における建設業に係る営業の全て			
2 期 間 平成29年 2月10日から平成29年 2月16日までの 7日間			
処分の原因となった事実	建設業法違反		
株式会社山田組は、民間事業者発注の工場新築工事について、建築工事業の許可を受けていないにもかかわらず建設業法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			